

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

既存ストックの活用による地方暮らしの推進

2 地域再生計画の作成主体の名称

桐生市

3 地域再生計画の区域

桐生市の全域

4 地域再生計画の目標

古くから織物のまちとして発展してきた本市は、「西の西陣、東の桐生」とうたわれ、織物の一大産地であった。しかし、人口は1975年にピークを迎え、その後減少傾向に転じており、同じくして織物産業も衰退の一途をたどっている。今後も大幅な人口減少が予想され、これに伴い空き家や空き店舗も増加し続けると予想される。既成市街地で空き家、空き店舗が特に増加している一方で、住宅・店舗等の郊外立地が進み都市の低密度化が問題となっている。

日本全体で人口が減少していく時代において、今までの施策が現在も効果があるとは限らない。人口減少下における都市の課題を洗い出し、持続可能な都市を形成していくための施策を講じる必要がある。郊外への拡散をある程度抑えつつ、既成市街地など都市インフラの整った場所に移住・定住を促進していくことが今後の地方都市に必要な施策と考える。また、都心から約2時間という立地環境でありながら自然が多く、保育園から放課後クラブまで待機児童ゼロの子育て環境などを活かし、特に子育て世帯をターゲットとする。また、本市は重要伝統的建造物群保存地区を有し、古民家など既存の建物を活用しようとする民間・住民の意識が高いことから、空き家・空き店舗の活用を推進することは本市にとって効果的である。

そこで、空き家、空き店舗といった都市インフラの整った場所に多くある既存ストックを有効活用し、子育て世帯などの移住・定住促進を行い、あわせて定住に必要な要素である職住に対する切れ目ない支援を図りつつ、地方都市の適正規模を計画的に進めることでまちなかの活力を向上させ、持続可能な都市の形成を目指す。

【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
社会増減数	-578 人	-521 人	-464 人
新規創業者数	14 人	16 人	18 人
空き家・空き地バンク 成約件数	20 件	23 件	27 件

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

空き家や空き店舗などの既存ストックを活用し、地方暮らしの移住・定住促進を図る。地方暮らしのPR及び体験、支援を段階的に行うことで、移住者へ切れ目のない支援を行う。あわせて移住・定住促進に不可欠な職・住に対し、雇用の創出や仕事の場づくり、空き家再生への支援を行う。人口減少時代において、持続的な都市を形成するためには、計画的な定住促進を図る必要があるため、空き家などの既存ストックを活用することで拡散を抑えつつ、空き店舗の活用によるまちなかの活性化とコンパクトシティに向けた計画を策定する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

桐生市

② 事業の名称：既存ストックの活用による地方暮らしの推進

③ 事業の内容

本事業では、空き家などのまちなかの既存ストックを活用し、移住・定住促進を図っていく。まずは「地方暮らしのPR」として、全国規模の移住相談会への参加や単独での相談会を実施するとともに、雑誌や新聞などメディアでの情報発信を行い、現在本市で実施している子育てや移住定住関連の充実した支援策、地方暮らしの魅力などについて広くPRを行う。2年目では1年目の事業を継続しつつ、より明確に移住・定住先として選択してもらえよう「地方暮らしの体験」を実施し、移住者の視点で記事をまとめ発信したり、実際に本市で暮らしの体験をしてもらい具体的なイメージ作りをしてもらう。3年目では「暮らしへの支援」として、実際に移住された方を対象に移住者ミーティングの開催や情報発

信などで、市民や移住者同士をつなぐほか、地域の楽しさを発信してもらおう。情報発信→体験→支援と切れ目のない施策により移住・定住促進を図る。

UIJ ターン者の増加、移住を促進するためにはあわせて、「職住支援事業」として新たな産業の創出や住まいに対する支援を図っていく必要がある。移住者の住への支援策として、まちの空き家を利活用した場合に支援を行う。職への支援として、インキュベーションオフィスの運営により、これから創業する人や創業間もない人が入居できる創業支援施設をまちなかで運営し、入居者に限らず創業者に対して経営指導を行うマネージャーを置くなどの支援を行い創業機運の醸成を図る。また、同オフィスの1階では小規模ビジネス育成事業を行い、個人創業者や、特定の職場を持たない若者などに対して、共同で仕事を行うスペースを提供するほか、土業等で構成される支援チームによる創業支援、クラウドソーシングを活用し子育てしている主婦でも空いた時間に仕事ができる環境を作るなど新たな仕事の形を提案した就労支援を行う。こうした創業支援等を一体的に一つの拠点で行っているなど、他都市ではまだ事例が少ない。また、創業者を市外に流出させないため、空き店舗を改修し新店舗を開設しようとする事業者などに対する支援を図り、事業者の市内定着を目指す。

本市に住みたいと思わせるには、まちの活力を創出させる必要がある。人口減少下でも活力あるまちを形成させるため、コンパクトなまちづくりに関する計画の策定を行う。また、商店街の賑わい創出や魅力向上を図ろうとする団体への支援を行い、計画だけでなく実際の取組を行っていく。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

自主事業の増加、継続させることで、会員の増加や事業収入の増加、施設使用料を得ていき、将来的には自主運営による自立を目指す。また、空き家、空き店舗を活用し移住者や事業者を増やすことで、市税収入につながり、不動産、金融機関への収入増につながることで自立が見込める。

【官民協働】

行政が方向性を示すとともに人の呼び込みを行い、民間事業者は行政が担えない専門的な部分について、ノウハウを活用するなど、お互

いが連携を密にとることで効果的な事業遂行を図る。

【政策間連携】

創業支援に絡めた空き店舗の活用、また、コンパクトシティに絡めた空き家・空き店舗の活用を図る。移住・定住促進に絡めた職住支援による切れ目のない支援を行う。

【地域間連携】

特になし

【その他の先導性】

特になし

⑤ 重要業績評価指標 (KPI) 及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
社会増減数	-578 人	-521 人	-464 人
新規創業者数	14 人	16 人	18 人
空き家・空き地バンク 成約件数	20 件	23 件	27 件

⑥ 評価の方法、時期及び体制

毎年度、前年度事業の達成状況を取りまとめ、産学官金労言の外部有識者による検証機会により、KPI の達成状況を確認する。事業の進捗度に応じて PDCA サイクルの見直しを行い、事業の軌道修正を行う。検証結果は桐生市ホームページにて公表する。また、議会においても、決算特別委員会による審議により検証する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

総事業費 61,128 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 31 年 3 月 31 日（3 カ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 空き家空き地バンク事業

事業概要：市内に存する空き家の所有者において、売却・賃貸の意向がある物件の情報を収集してデータベース化し、移住希望者を含む利用希望者に情報提供し、空き家の利活用促進及びまちのまとまりの維持を図ることを目的とする事業。

実施主体：桐生市

事業期間：平成 18 年 6 月～

(2) 空き家再生助成事業(空き家利活用助成事業)

事業概要：移住・定住を目的に、市内にある空き家をリフォーム等で利活用する人に対し助成を行う。

実施主体：桐生市

事業期間：平成 29 年 4 月～

(3) 空き店舗活用助成事業

事業概要：空き店舗を活用し、新店舗開設を行おうとする方に対して、改装費の一部を助成する。また、創業支援を受けた起業者が市外へ出てしまうのを食い止めるため、中心市街地の空き店舗を活用し事務所を開設する場合も、改装費の一部を助成する。

実施主体：桐生市

事業期間：平成 28 年 4 月～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

毎年度、前年度事業の達成状況を取りまとめ、産学官金労言の外部有識者による検証機会により、KPI の達成状況を確認する。事業の進捗度に応じて PDCA サイクルの見直しを行い、事業の軌道修正を行う。また、議会において

も、決算特別委員会による審議により検証する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
社会増減数	-578 人	-521 人	-464 人
新規創業者数	14 人	16 人	18 人
空き家・空き地バンク 成約件数	20 件	23 件	27 件

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

検証結果は毎年度、外部有識者会議による検証・評価後に桐生市ホームページにて公表する。